古文書展示における補助資料のビジュアル化の試み

―「SNS チャット風古文書解説パネル」の紹介―

山本　倫弘

はじめに

博物館展示における長年の課題の１つに古文書がある。近代以前の古文書の多くが、くずし字で記され、さらに専門用語の存在から、ある程度の前提知識を必要とし、一般の観覧者からは、難しい、読めないという理由により敬遠されるケースが多いためである。

とはいえ、観覧者が古文書に全く興味がないわけではない。それは筆者も含めた学芸員によるギャラリートークでは、常に一定の集客がみられる点からうかがえる。したがって古文書展示を観覧者にとって魅力的なものにするには、展示の作成者と観覧者の間に、その前提知識に隔たりがあることを自覚し、一般の方にも古文書を分かりやすく、また親しみやすく伝える工夫を重ねていくことが求められているといえるであろう。そこで本稿ではその一助とするために、近年の各博物館における古文書展示を参考に、富士山かぐや姫ミュージアム（富士市立博物館）が試行した古文書展示方法について紹介したいと思う。

1　近年の古文書展の動向

（1）「モノ」としての古文書を楽しむ

古文書展示のあり方を模索するにあたって、平成 25 年度（2013）は、中世の古文書をテーマとする企画展が各地で開催された画期的な年であった。当時、筆者もまた実際に観覧し大いに刺激を受けた。その主な企画展は下記の通りである。

①国立歴史民俗博物館「中世の古文書―機能と形―」
（会期：10 月 8 日～ 12 月 1 日）

②神奈川県立歴史博物館「こもんじょざんまい―鎌倉ゆかりの中世文書―」
（会期：10 月 5 日～ 12 月 1 日）

③大津市歴史博物館「湖都大津のこもんじょ学」
（会期：平成 26 年 3 月 1 日～ 4 月 13 日）

これらの企画展は、「文字だけでなく「モノ」としての古文書に注目して、その鑑賞方法を紹介」することを目的としている点が共通していた[1]。その姿勢は国立歴史民俗博物館のキャッチコピー「読めなくても大丈夫！」に端的に現れている[2]。その実践として、従来からみられる古文書の翻刻と内容の解説に加えて、古文書の材質、文書の伝達と保存過程を図示、書状の折り方などの最新の学術成果を紹介、さらにキャプションのキャッチフレーズを親しみやすいものにする、オリジナル花押作成コーナーの設置など子どもも楽しめるようにするための様々な工夫が各館でみられた。一方で、これらの展示に対しては、依然として学術色が強く一般的とはいえないという意見も寄せられている[3]。では、「学術的側面を維持しつつ、一般の方も楽しめる」という理想的な古文書展示方法とは、どのようなものなのであろうか。

（2）「古文書ハンズオン」の実践～読めなくては楽しいはずがない～

群馬県立歴史博物館の簗瀬大輔氏は、平成 25 年の中世文書展ブームの翌年の平成 26 年（2014）に実施された地域協働展「サムライたちのメール―義貞から信長まで―」における古文書展示方法の試みを紹介している[4]。

そのなかで簗瀬氏は、小中学校の教師との制作会議の話し合いで、古文書に書かれている情報を分かりやすく伝えることを考えるべきだという意見を受けたこと、最終的に「読めなくては楽しいはずがない」という結論に至ったことを述べている。このように群馬県立歴史博物館では、国立歴史民俗博物館の企画展の「読めなくても大丈夫！」とは全く逆の方針によって展示準備が進められたのである。

続いて展示資料を中心に観覧者の能動的な働きかけによって構成される「古文書ハンズオン」とよぶべき展示システムの実践を紹介している。その条件設定は次のようなものであった。

条件１　実物資料を観察すること。
条件２　複数の実物資料を比較すること。
条件３　資料の本質的理解につなげること。

条件４　直感的に理解できること。

条件５　文字以外の要素にも注目し、資料を多面的に観察すること。

そして、これらの条件を満たすための補助資料を作成したという。

①スマートホン型解説パネル

②見出しキャプション

③ワークブック

④資料集と読み下しリーフレット

⑤ワークショップ

⑥「市史コラム」の抜き刷り

このうち筆者が注目しているのが、①スマートホン型解説パネルの作成である。その実践の根底にあるのは、「特定の人から人への通信手段である」という点で古文書と現在の携帯電話のメールには共通点があるという簗瀬氏の考えである。そこで携帯電話のメール画面に古文書の情報を置き換えた結果、観覧者にも直感的に理解できるようになるという効果があったという。また文章も古文書の種類別に書状であれば「です・ます調」、書下（かきくだし）などであれば「～せよ」などの命令調に変更することにより文書の性格が伝わるとし、補助資料としての有効性を指摘している。その背景には、普段見慣れているスマートホンの画面というフィルターを通すことによって、馴染みのない古文書に対しても親近感をもって興味を惹かせる効果が存在しているのであろう。

以上、近年の古文書展示の動向とその特徴について概観した。その結果、一般的に敬遠されがちな古文書の魅力の発信のために、「読めなくても大丈夫！」（国立歴史民俗博物館）と「読めなくては楽しいはずがない」（群馬県立博物館）という２つの方針が併存するなど、各地で試行錯誤が繰り返されている現状が明らかになった。このように古文書展示の方針に違いが生じる要因は、「古文書の魅力（モノとしての古文書＋書かれている内容）をどのように伝えるのか」という本質的な問題への向き合い方の違いに求められるように思われる。もちろん、いずれの方針も長所・短所があり賛否両論が分かれるところである。しかし全国各地の博物館が、国立歴史民俗博物館と同じ学術水準で古文書と向き合い展示解説をすることができるのかと考えると、残念ながらそれは難しいといわざるをえない。したがって、地方の博物館がこれまで以上に古文書の魅力を発信するには、簗瀬大輔氏が提唱する「古文書ハンズオン」こそが、もっとも現実的かつ効果的な方法といえるであろう。

２　富士山かぐや姫ミュージアムにおける「古文書ハンズオン」の実践

～「SNS チャット風古文書解説パネル」の事例～

（１）富士・沼津・三島３市合同企画展「駿東・北伊豆の戦国時代」で直面した課題

平成 28 年度（2016）、富士山かぐや姫ミュージアムでは富士・沼津・三島３市合同企画展「駿東・北伊豆の戦国時代」を開催した[5]。この企画展は富士山かぐや姫ミュージアム・沼津市明治史料館・三島市郷土資料館の３館が「戦国時代」という大枠テーマに沿って独自の展示会を実施したものである。

富士市では、天文 23 年（1554）に今川義元・武田信玄・北条氏康が駿河国善徳寺（富士市今泉）で会談し「甲相駿三国同盟」を結んだとされる伝承にちなみ「三国同盟とその周辺」というテーマで展示を準備した。展示を組み立てる上で軸となったのが、明治維新期に廃寺になるまで市内今泉（現在の吉原公園）に存在し、戦国期には戦国大名今川氏の保護下にあった真言寺院の東泉院や「吉原湊」（現在の田子の浦港）を管理していた矢部家に伝来した中世文書群である[6]。

準備段階で問題になったのが、古文書をどのように展示解説するのかという点である。当館もまた常設の古文書展示では、古文書の傍に古文書名・年代・解説を記したキャプションと、くずし字の翻刻・現代語訳を記載したパネルを置く一般的な方法を執っている。ところが、それに対して民俗学、考古学担当の各学芸員から、一般の方には難しく、楽しめないのではないかという意見が出された。そこで古文書解説をより分かりやすいものにするために、簗瀬大輔氏が提唱する「古文書ハンズオン」を参考に、各学芸員の協力の上で考案・作成したのが「SNS チャット風古文書解説パネル」である。

（２）「SNS チャット風古文書解説パネル」の特徴

近年はスマートホンの普及にともない、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS）によるコミュニケーションが盛んである。SNS アプリケーションは、気軽にテキストチャットを楽しめることから若者を中心に多くの利用者が存在する。この点に注目し、当館では SNS 風のテキストチャットの形式で古文書の内容を紹介することを試みた。実際の展示で使用した「SNS チャット風古文書解説パネル」の実例と対象となった古文書の写真と翻刻を掲げておく（図１、写真１、史料１）。

図１は、東泉院文書の「永禄 12 年（1569）11 月 13 日北条氏政判物」（当館蔵）を解説したものである[7]。一見して明らかなように、その特徴は①発給者である北条氏政と受給者の「五社惣別当東泉院（＝雪山（せつざん））」のテキストチャットによるやりとりで構成されていること、②北条氏政と雪山をイメージしたキャラクターを載せていることの２点である。これはパネルの観覧者に普段使用している SNS チャットの画面を連想していただき、親近感と古文書に対する興味を持ってもらうことを意図したものである。

このパネルの長所は、解説対象の古文書だけでなく、その文書が実際に発給されるまでの社会状況と実際に取り交わされたと考えられるやりとりがチャットという流れのなかで説明できる点にある。それは、従来型の文書解説と比較すると分かりやすい。

例えば、「永禄 12 年（1569）11 月 13 日北条氏政判物」（史料１）を従来のような形で解説した場合、次のようなものになる[8]。

「当文書は、北条氏政が五社惣別当東泉院（＝雪山）の寺領を保証したものである。永禄 11 年（1568）、武田信玄は三国同盟を破り駿河に侵攻した。結果、今川氏と雪山は、北条氏の保護下に置かれることになった。雪山は今川氏から与えられていた権利を守るために北条氏政から当文書を獲得したのである。」

この解説は、基本的に図１のパネルと同内容である。しかし、この従来型の解説では、古文書がたどってきた発給されるまでの歴史的過程が、一般の方には伝わりにくいのが実状である。したがって古文書展示を魅力的なものするには、こうした「文書発給者と受給者のやりとり」をパネルのなかで伝えていくことが重要になってくる。

歴史学では分析対象の古文書や古記録だけでなく、作成時期・社会状況・関連文書の記述なども考慮した上で、過去の出来事を叙述する。それは研究者による勝手な創作を排除した一種の物語を描く行為である。とすると「SNS チャット風古文書解説パネル」は、古文書の内容検討によって読み取った「文書発給者と受給者のやりとり」の一端をビジュアル的に示したものといえるであろう。

また構想段階では特に意図していなかったことであるが、チャットのなかに関連文書の画像を貼ることで、複数の文書の関係も提示することができるという便利な機能を持たせることができた。図１には雪山が五社惣別当

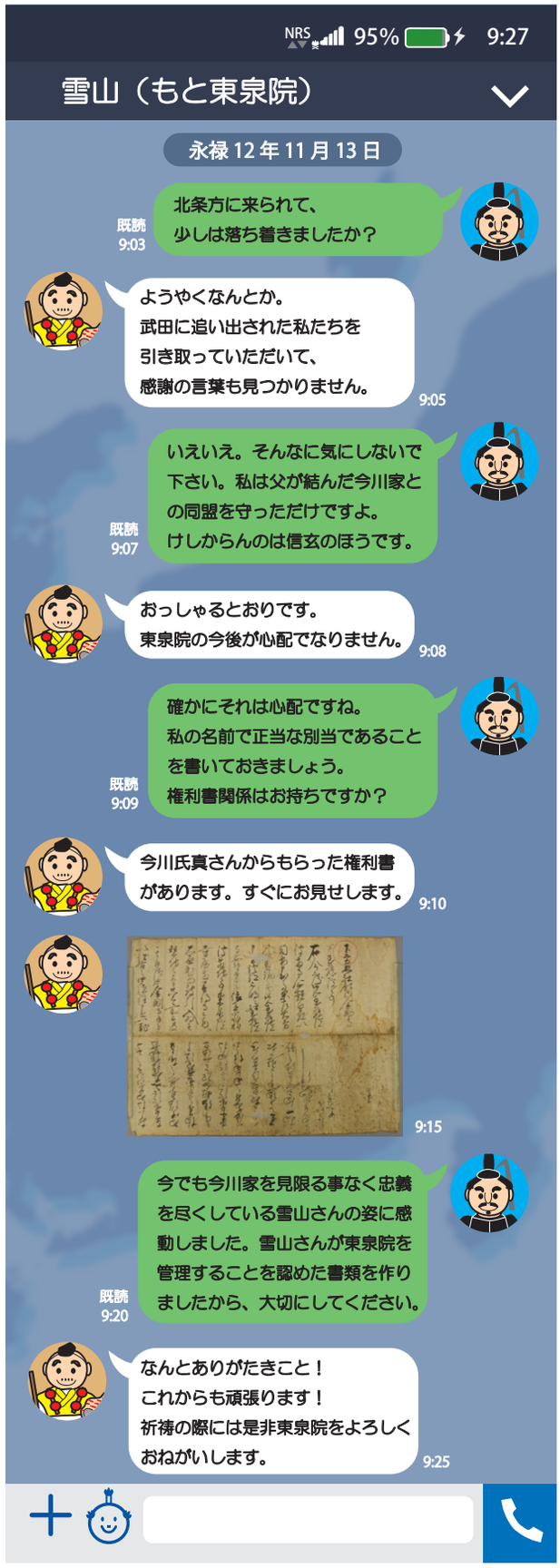

図１　SNS チャット風古文書解説パネルの実例
（永禄 12 年 11 月 13 日北条氏政判物）

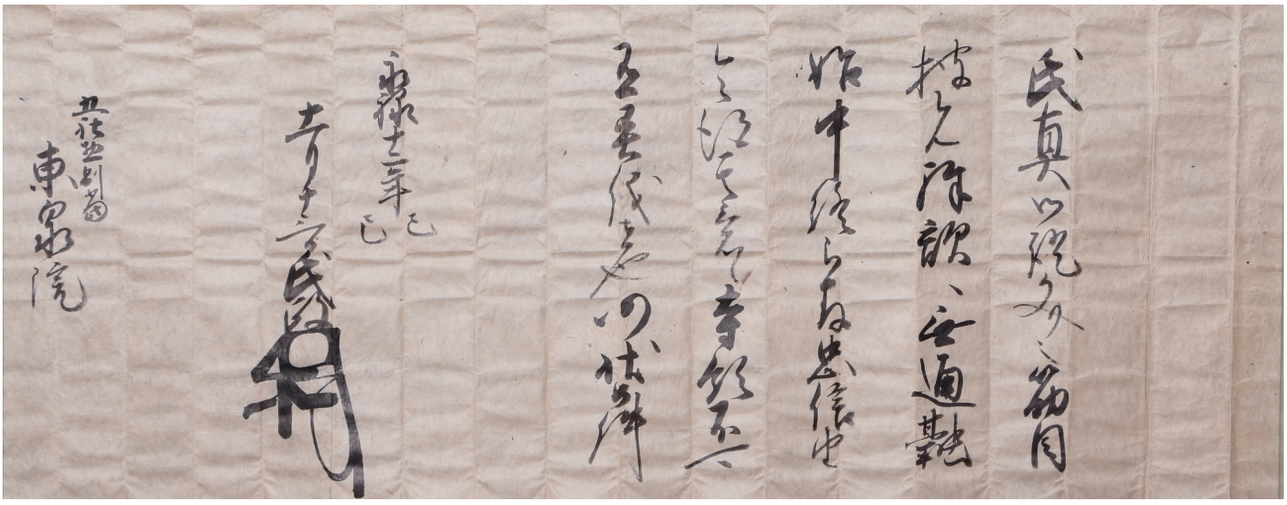

写真１　北条氏政判物（永禄 12 年 11 月 13 日）　当館蔵

氏真（今川）御証文之筋目
披見、殊敵へ無融通、
始中終被存忠信由、
令得其意候、寺領不可
有異儀者也、仍状如件
永禄十二年己巳
十一月十三日　氏政（北条）（花押）
五社惣別当
東泉院

史料１　北条氏政判物（永禄 12 年 11 月 13 日）　翻刻

の寺領を北条氏政に保証してもらうために、過去に今川氏真から受け取った「御証文」を提出する場面がある。そこで登場するのが現存する東泉院文書「永禄元年（1558）12 月 17 日北条氏真朱印状」の画像である[9]。

このやりとりは史料１にみえる「氏真御証文之筋目披見」の記述を反映させたものである。

近年の古文書研究では、ただ１点の文書を観察するのではなく、文書群をまとまりで捉え、その様式・形態・管理・伝来にも注目し、複数の文書相互の関連の役割と文書の流れを明らかにしようとする「文書機能論」が主流になりつつある[10]。こうした研究動向からみて、１点の文書だけでなく他の文書を画像という形で組み合わせ、その関係を１つのパネルのなかで解説することができる「SNS チャット風古文書解説パネル」は、「文書機能論」に適合する展示方法として、今後広く受け容れられていく可能性も考えられるであろう。

（３）「SNS チャット風古文書解説パネル」の課題

前節では「SNS チャット風古文書解説パネル」の長所を述べてきたが、当然短所もある。最後に、その点を紹介し今後の活用や改善のための課題を示したい。

①観覧者の年齢層による反応の違い

「SNS チャット風古文書解説パネル」は、観覧者アンケートの「印象に残った展示（自由記述）」項目に多くの記述があるなど、概ね好評であった。その一方で「表面上おもしろくしようとしているだけ」という批判的な意見も一部にはみられた。

特に好意的な感想を述べていたのが、主に年齢が 10 代～ 40 代と若く、スマートホンで SNS を日常的に利用している年齢層に集中している傾向がみられた。このことは、逆に SNS を利用しない、あるいは馴染みのない年齢層、特に 60 代以上の観覧者に分かりにくいものであった可能性が高いことを示している。「SNS チャット風古文書解説パネル」は、こうした年齢による反応の違いが生まれやすいようである。しかし、SNS のようなサービスは今後も長く続くと思われることから、将来的にはこの格差も小さくなっていくと考えられる。

②作成までの手間とマンネリ化の危険性

今回の「SNS チャット風古文書解説パネル」は、３段階の工程を経て作成した。

Ⅰ　歴史学担当の学芸員（筆者）が古文書の内容をもとにチャットのシナリオ原稿を作成。

Ⅱ　民俗学担当の学芸員（井上）がシナリオ原稿をくだけた会話文に編集。

Ⅲ　考古学担当の学芸員（藤村）が、SNS チャット風パネルのベースをデザインし、さらに登場人物のキャラクターを作画。そこにセリフを当てはめていく。

このように古文書 1 点に対する解説パネルにしては、通常と比べて倍以上の手間がかかっている。今回の企画展のように展示する古文書が少なく限られているのであれば、1 点 1 点の解説パネルを丁寧に時間をかけて作成することも許されるであろう。しかし数多くの古文書を展示する場合には、「SNS チャット風古文書解説パネル」は現実的ではなく向いているとはいえない。

続いて懸念されるのが、マンネリ化の危険性である。今回の展示では「SNS チャット風古文書解説パネル」は新しい試みとして、多くの観覧者から好評を得ることができた。しかし、それに満足して次回以降も連続して同じ展示方法を用いた場合、果たして来館者から今回と同様に好意的な評価を得られるのかというと率直に述べて疑わしい。おそらくマンネリ化する危険性が高いと思われる。特に当館も含めて地方博物館では、古代・中世文書が新たに発見されたり、寄託されたりすることで増えるような機会は極めて少ない。それゆえ、これまで知られてきた古文書を大切に保管しつつ、いかに目新しく魅力的なものであるのかということを後世に伝えていくためのアイディアを常に模索していく努力が今後も求められていくであろう。

③史実と演出のバランス

「SNS チャット風古文書解説パネル」は、群馬県立歴史博物館で実践されているスマートホン型解説パネルを応用したものであるため、実際のスマートホンにあるような電波状況、バッテリー残量、時刻などが描かれている（図 1）。これらは展示を親しみやすくするための一種の演出でありフィクションであるが、それをどのように受け止めるのかについては、今回の展示では観覧者の判断に委ねていた部分が大きかった。しかし、大人であれば演出として理解する部分も、子どもの場合、演出も含めて史実として受け止めてしまうといった誤解を与える可能性もある。その対策として、スマートホン型解説パネルを利用する際には、念のために、「演出の側面」も含まれていることを明記しておくことが必要であろう。

また今回のパネルではチャットの一部に「勧進」を「クラウドファンディング」に例えるなど、現代的な感覚に近付くように史料用語を積極的に言い換えた部分があった（巻頭図版 2）。これも演出の 1 つであるが、史料用語のなかには、現在も使用されている単語であっても、その当時独自の意味合いで使用されているケースもあるため [11]、その言い換えは慎重に検討すべきである。

当館では古文書によって明らかになる史実を分かりやすく伝えるための補助的な演出として、「SNS チャット風古文書解説パネル」を作成した。ところが演出の部分ばかりが「おもしろさ」として注目され目立つようになってしまっては本末転倒である。あくまでも主役は古文書の内容＝史実であって、演出部分は脇役であるという原則を保てるように注意しなくてはならない。その原則が崩れた場合、それこそ今回の観覧者アンケートにもあった「表面上おもしろくしようとしているだけ」という批判がさらに多く寄せられる事態を招くことになりかねない。したがって、「古文書ハンズオン」は、まずは古文書の確実な基礎研究を固めた上で初めて成立するものであることを常に念頭に置いておく必要があるといえるであろう。その点について、筆者もまた自戒の意味を込めて今後も留意していきたいと思う。

おわりに

本稿では近年、定着しつつある古文書展示方法「古文書ハンズオン」を参考に、富士山かぐや姫ミュージアムが実践した「ライン風古文書解説パネル」の事例を紹介した。その準備段階においては、従来の方法とは大きく異なる思い切った取り組みであったために、演出の側面をどこまで押し出して良いのか、果たして観覧者に受け容れられるのかなど、不安な面が多々あった。しかし、その不安は観覧者アンケートで肯定的な意見が多く寄せられたことによって払拭された。今回の企画展は、展示する古文書の要点を確実に抑えた上で、それを観覧者にも受け容れられやすく伝えるための演出を工夫していくことの重要性を改めて確認することができたことが大きな成果であった。

今後も各地で新しい様々な「古文書ハンズオン」が生み出されていくであろう。当館もまた「SNS チャット風古文書解説パネル」に固執することなく、常にアンテナを張って各地の事例を参考にしながら古文書展示方法のあり方を今後も模索していきたい。その糧とするためにも「SNS チャット風古文書解説パネル」について、多くの方々からの忌憚のないご意見を賜れれば幸いである。

註

（1）図録『企画展　中世の古文書―機能と形―』（国立歴史民俗博物館、2013）、図録『特別展　こもんじょざんまい―鎌倉ゆかりの中世文書―』（神奈川県立歴史博物館、2013）、図録『企画展　湖都大津のこもんじょ学』（大津市歴史博物館、2014）。

（2）国立歴史民俗博物館の企画展の展示方法については、のちに出版された小島道裕『読めなくても大丈夫！中世の古文書入門』（河出書房新社、2016）で紹介されている。

（3）簗瀬大輔「古文書展示における補助資料の効果的活用―地域連携の中で試みた古文書ハンズオン―」（『群馬県立歴史博物館紀要』36号、2015）。

（4）前掲註3簗瀬論文。

（5）富士・沼津・三島3市合同企画展「駿東・北伊豆の戦国時代」の詳細については、館報の年間活動報告を参照のこと。

（6）東泉院文書・矢部家文書については①『六所家総合調査報告書　古文書①』（富士市教育委員会、2014）、②湯之上隆「六所家旧蔵中世文書の紹介」（『六所家総合調査だより』第9号、富士市立博物館、2011）、③綿貫友子「戦国期商人の一形態―駿河矢部氏に関する覚書―」（『羽下徳彦先生退官記念論集　中世の杜』東北大学文学部国史研究室中世史研究会、1997）をそれぞれ参照のこと。なお①は富士山かぐや姫ミュージアムHPからPDFデータをダウンロード可能である。

（7）前掲註6『六所家総合調査報告書　古文書①』翻刻編中世A東泉院中世文書9号。

（8）大高康正「富士山東泉院の歴史」（『富士山信仰と修験道』岩田書院、2013）、拙稿「快印以前の東泉院住持の変遷―武田氏の駿河支配の影響―」（『館報』平成27年度9月、富士山かぐや姫ミュージアム、2016）。

（9）前掲註6『六所家総合調査報告書　古文書①』翻刻編中世A東泉院中世文書6号。

（10）近年の古文書学の研究動向は、佐藤雄基『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、2012）、春田直紀編『中世地下文書の世界―史料論のフロンティア―』（勉誠出版、2017）を参照。

（11）その例の1つに「時宜（じぎ）」がある。現在では「時がちょうどよい」といった意味であるが、中世では「ときの権力者（上皇・天皇・将軍）の意向」の意味を指した。その詳細は、佐藤進一「時宜（1）」（網野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一編『ことばの文化史』中世1、平凡社、1988）を参照。

平成 28 年度　博物館職員

館長	木ノ内　義　昭
主幹	齋　藤　俊　之
主査（学芸員）	高　林　晶　子
主査（学芸員）	瀧　浪　和　美
主査（学芸員）	井　上　卓　哉
上席主事（学芸員）	藤　村　　翔
主事（学芸員）	杉　本　寛　郎
臨時職員（指導員）	久保田　英　聖
臨時職員（管理員）	宇佐美　和　代
臨時職員（事務補助）	金　刺　才　己
臨時職員（事務補助）	土　屋　麻由美
臨時職員（調査員）	山　本　倫　弘

富士山かぐや姫ミュージアム　館報

第 32 号（平成 28 年度）

編集・発行　富士山かぐや姫ミュージアム（富士市立博物館）

〒 417-0061　静岡県富士市伝法 66 － 2

TEL　0545(21)3380

FAX　0545(21)3398

E-mail：museum@div.city.fuji.shizuoka.jp

URL:http://museum.city.fuji.shizuoka.jp

発行日　平成 29 年 8 月 31 日

印　刷　文光堂印刷株式会社